

浜松市監査委員告示第 10 号

令和 8 年 7 月 13 日に收受した浜松市職員措置請求書による住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 9 日

浜松市監査委員	石坂守啓
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	幸田恵里子
浜松市監査委員	加茂俊武

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

令和 8 年 7 月 13 日に收受した浜松市職員措置請求書による住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を次のとおり通知します。

第 1 監査の結果

本件請求については、自治法第 242 条第 11 項の合議により、一部を却下し、その他を棄却するものと決定した。

第 2 本件請求の内容

- 1 請求人の住所及び氏名
(省略)

- 2 請求書の收受日

令和 8 年 7 月 13 日

- 3 請求の要旨(請求人の主張)

- (1) 請求の対象

客引き行為等の禁止等に関する条例を絶対遵守させるために雇用した会計年度任用職員に対する令和 2 年度から令和 8 年度(4 月分及び 5 月分)までの報酬の支出

	年度	職員数	見込年収	総支出
	令和 2 年度	1 人	2, 658, 000 円	2, 658, 000 円
	令和 3 年度	3 人	2, 735, 000 円	8, 205, 000 円
	令和 4 年度	4 人	2, 722, 000 円	10, 888, 000 円
	令和 5 年度	4 人	2, 772, 000 円	10, 888, 000 円
勤勉手当有	令和 6 年度	4 人	2, 722, 000 円	10, 888, 000 円
勤勉手当有	令和 7 年度	3 人	2, 722, 000 円	10, 888, 000 円
勤勉手当有	令和 8 年度 ※	3 人	2, 842, 812 円	8, 528, 436 円

※令和 8 年は 4 月分から 5 月分までを対象

(2) 違法又は不当とする理由

雇用した会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤しているため、当該会計年度任用職員に対する令和 2 年度から令和 8 年度(4 月分及び 5 月分)までの報酬は、憲法を含む種々の法令違反、契約違反があり、違法。また、最小の費用で最大の効果を発揮する合理性に反し、不当。

ア 会計年度任用職員

- ・会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤。その行為は、一部の者(自ら又は所属する課を含む)の奉仕者となっており、憲法違反
- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反
- ・民法第 1 条第 3 項信義則違反
- ・勤務実態を偽った契約違反

イ 浜松市市民生活課の職員

- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反
- ・最小の経費で、最大の成果(客引き根絶)を実現していない。地方自治法違反

ウ 浜松市

- ・最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できなかった。地方自治法違反
- ・虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為。

エ 浜松市議会及び浜松市議会議員全員

- ・最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった(職務怠慢)のに「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと。地方自治法違反

(3) 市に生じる損害

21 時から 22 時 10 分までの 70 分として換算される支出された給料が「損害」

週 30 時間＝1,800 分

月(1 ヶ月＝4 週) 120 時間＝7,200 分

年(12 ヶ月＝48 週) 1,440 時間＝86,400 分

のうち、3,360 分が虚偽勤務。

令和 2 年度の場合、22 時 45 分までの勤務。指導を唯一行っており、虚偽勤務の可能性は低い。彼だけは勤勉であったと思われる。しかし、その後は異なる。

令和 3 年度の場合、年間 106,361 円×3 人＝319,083 円

令和 4～6 年度の場合、年間 105,856 円×4 人＝423,424 円

令和 7 年度の場合、年間 105,856 円×3 人＝317,568 円

令和 8 年度の場合、年間 110,553 円のうち 4、5 月の 2 ヶ月分で 18,425 円×3 人＝55,275 円

客引き根絶という成果が全く得られていないことが損害。

※得られる成果(客引きの根絶)に対して、職務放棄したのであるから、任用職員が受け取っていい金ではない。虚偽を用いて報酬を得た以上、浜松市に返還しなければならない。浜松市に返還するまで「実害」である。

※「21 時にはビブスを着た職員たちは帰るから、それまで待機して、彼らが帰ってから客引きをやればいい」と客引きに思わせている行為は、客引きに助長することと同義。

(4) 監査委員に求める措置

- ・支出した全額のうち、職務放棄した時間に当たる給料等を、該当する職員に対して、返還請求をせよ。
- ・客引き条例の絶対遵守による客引き根絶のため、まずは最低限、募集要項の契約通り 22 時 10 分まで勤務させ、その報告書の提出を徹底させよ。
- ・①13 時 30 分から 22 時 10 分までの勤務、②週 30 時間(週休 3 日)、③3 人の任用職員勤務、現時点の契約事項を遵守したうえで、どのように振り分け、配置すれば、客引き行為等の根絶を実現できるか、議員も含めた行政監視のもと、新たに計画を立案し、実行させること。
また、次年度以降は、上記①②③すら全て見直すこと。例えば、
 - ①18 時から 24 時までの勤務とする
 - ②週休 2 日にして勤務日を 5 日に増やす
 - ③1 人勤務を実施し、現在の水、木、日曜日のように、職員不在日を根絶する
- ・虚偽勤務実態を創出し、市民を欺き給料を受け取った任用職員を即時辞めさ

せ、使命達成する別の者を採用すること。60 過ぎた(硬くなった餅)人間の性根、正されるとは到底思われぬ。勤務時間中に屈伸している者もいた。見回りが機能せず、屈伸のために給料が払われるのではない。客引きの根絶が使命。使命を果たせぬ者に居場所を与えてはならない。

- ・浜松市の全ての職員(約 6,000 人)を巻き込み、客引き根絶を必ず達成すること。市長は、職員に、まちなかに飲みに行くことを推奨している。長の指示を遵守しようとする職員なら、有楽街に出ているということである。その際、通常の間人として目が機能していれば、「客引き」がうろうろしていることに気づかないわけがない。その場で「客引き」に声をかけることはできないのかもしれないが、その場で市役所守衛室に電話、または、翌出勤日に、市民生活課に、情報を共有することはできる。容易だ。こんな簡単で、金のかからないことをしようとしなないことは、職員による職務怠慢である。
- ・直ちに実行しなければ、浜松市行政が目指すまちなか活性化が、日本一の客引き活性化となり、日本中の市町から笑いものになると心得よ。

第 3 請求の要件審査

本件請求については、自治法第 242 条第 1 項に定める要件を満たしている。

また、本件請求については、自治法第 242 条第 2 項に定める請求の期限について、本件請求書の収受日である令和 8 年 7 月 13 日において既に 1 年を経過している令和 7 年 7 月 12 日以前にされた支出が含まれるが、1 年以内に請求できなかった正当な理由の記載がない。

そのため、自治法第 242 条第 2 項ただし書に定める正当な理由の記載がない点について補正を求め、監査のなかで適否を判断することとしたうえで本件請求を受理した。

第 4 監査の経過

1 監査対象事項

別表第 1 及び別表第 2 記載の報酬(以下「本件報酬」という。)の支出について監査対象とした。

2 監査対象課

市民部市民生活課、総務部人事課

3 請求書の補正

「第 3 請求の要件審査」の補正の求めとして、「住民監査請求の補正について(通知)」(令和 8 年 7 月 24 日付け浜監第 46 号)を同月 31 日を提出期限として送付したところ、同月 25 日に、請求人から、「正当な理由はありません。」との回答が提出された。

4 市長の意見書の提出

市長に対し、本件請求に対する意見を求めたところ、「住民監査請求に対する意見書について」（令和 8 年 7 月 31 日付け浜市市第 189 号）が提出された。

5 請求人の証拠等の提出及び陳述

自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

証拠等は、令和 8 年 7 月 13 日、同月 15 日及び 8 月 14 日に提出があった。

請求人の陳述は、令和 8 年 8 月 17 日に浜松市役所内第 3 委員会室にて行った。

なお、請求人の陳述の際、自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、監査対象課の職員を立ち会わせた。

6 監査対象課職員の陳述

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象課の職員に対し本件請求に対する意見の陳述の機会を設けた。

監査対象課職員の陳述は、令和 8 年 8 月 17 日に浜松市役所内第 3 委員会室にて行った。

なお、監査対象課職員の陳述の際、自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第 5 報酬の支出手続について

請求人が本件請求の対象としている行為は、浜松市客引き行為等の禁止等に関する条例（令和元年浜松市条例第 34 号。以下「客引き禁止条例」という。）に掲げる目的に沿って雇用した会計年度任用職員（以下「巡回指導員」という。）に対する令和 2 年度から令和 8 年度（4 月分及び 5 月分）までの計 272 件の報酬の支出である。

しかし、請求人が本件請求の対象としている行為には、本件請求書の收受日である令和 8 年 7 月 13 日において既に 1 年を経過している令和 7 年 7 月 12 日以前にされた報酬の支出が含まれている。

この点、本件報酬の支出については、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例（令和元年浜松市条例第 22 号。以下「報酬等条例」という。）等に基づき、以下のとおり行われたことを確認した。

1 報酬の支出から 1 年が経過しているもの

236 件、総額 45,603,223 円について、別表第 1 のとおり。

2 報酬の支出から 1 年が経過していないもの

36 件、総額 7,160,093 円について、別表第 2 のとおり。

第6 監査委員の判断

1 報酬の支出から1年が経過しているものについて

別表第1記載の報酬の支出については、本件請求書の収受日である令和8年7月13日において既に1年を経過しているが、自治法第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」とされている。なお、同項ただし書においては、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているが、この点について請求人は、「住民監査請求の補正について(通知)」に対し、1年以内に請求できなかった正当な理由はないと回答している。

よって、1年を経過していることについての正当な理由は認められず、別表第1記載の報酬の支出に係る請求については、いずれも請求期間を徒過している以上、不適法である。

2 報酬の支出から1年が経過していないものについて

(1) 会計年度任用職員に関する主張について

ア 請求人の主張は、客引き禁止条例の目的を達成するために採用された会計年度任用職員(巡回指導員)が、22時10分までの勤務条件にもかかわらず21時に退勤しているとして憲法、地方公務員法、民法に違反しているほか、契約違反であるから、巡回指導員に対する報酬の支払も違法となるというものである。

イ まず、請求人が主張の前提としている事実、すなわち巡回指導員が22時10分までの勤務であるにもかかわらず21時に退勤していたとの事実があるかどうかについては、巡回指導員が22時10分より前に退勤した事実は確認されなかった。

次に、請求人は、『20時や20時30分には現地にいない』との声もあるが、ここでは、21時に退勤しているとして、話を進める。真実が明らかになれば、21時より前かもしれない。それは、その時に、そうしよう。」と主張しているが、これを裏付ける客観的な証拠は何ら提出されておらず、タイムカードや客引き行為等指導従事日報等に基づく退勤時間を否定すべき合理的理由はない。

ウ ところで、請求人は、憲法違反として、「一部の者(自ら又は所属する課を含む)の奉仕者となった」と主張し、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定める憲法第15条第2項違反を主張しているが、巡回指導員が22時10分より前に退勤したことが一部の奉仕者となったとの主張の趣旨が明らかではない。なお、巡回指導員が22時10分より前に退勤した事実が認められないことは前述のとおりである。

エ 次に、請求人は、地方公務員法違反として、「全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない」と主張しているところ、これは、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全

力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定める地方公務員法第 30 条及び「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定める同法第 35 条に違反している旨の主張である。

しかし、前述のとおり、巡回指導員が 22 時 10 分より前に退勤した事実は認められない。

オ また、請求人は、民法の信義則違反を主張するが、巡回指導員の勤務及び報酬の支払いについて、民法は適用されない。

カ また、請求人は、勤務実態を偽ったとして契約違反を主張するが、巡回指導員の勤務及び報酬の支払いは契約に基づくものではない。

(2) 浜松市市民生活課の職員に関する主張について

ア 請求人は、浜松市市民生活課の職員が「全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。」として地方公務員法第 30 条及び第 35 条違反を主張しているが、浜松市市民生活課の職員のいかなる行為がこれらの規定に違反するとの主張か、また、当該違反行為により巡回指導員への報酬の支払いがなぜ違法ないし不当となるのかの具体的主張とその理由が明らかではない。

イ また、請求人は、浜松市市民生活課の職員が、「最小の経費で、最大の成果(客引き根絶)を実現していない。」として自治法第 2 条第 14 項違反を主張しているが、浜松市市民生活課の職員のいかなる行為が同項に違反するとの主張か、また、当該違反行為により巡回指導員への報酬の支払いがなぜ違法ないし不当となるのかの具体的主張とその理由が明らかではない。

(3) 浜松市に関する主張について

請求人は、「最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できなかった」、「虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為」があるとして自治法違反を主張しているが、地方公共団体たる浜松市は、住民監査請求の対象外である。

(4) 浜松市議会及び浜松市議会議員全員に関する主張について

請求人は、「最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった(職務怠慢)のに「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと」として、自治法違反を主張しているが、浜松市議会及び浜松市議会議員は、住民監査請求の対象外である。

3 報酬の支出の違法性について

別表第 2 記載の報酬の支出については、「第 5 報酬の支出手続について」で確認したとおり、報酬等条例等の規定に沿って行われていると認められる。

4 その他

その他の点においても、別表第 2 記載の報酬の支出について違法又は不当な点は認められない。

第 7 結論

以上のとおり、本件請求のうち別表第 1 記載の報酬については、報酬の支出から 1 年を経過していることから、自治法第 242 条第 2 項の要件を満たさず、不適法であると認めるため、却下する。

また、別表第 2 記載の報酬の支出については、理由がないと認めるため、棄却する。

別表第1 報酬の支出から1年が経過しているもの 236件・総額45,603,223円

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
1	令和2年4月分	報酬	A	令和2年4月20日
2	令和2年5月分	報酬	A	令和2年5月20日
3	令和2年6月分	報酬	A	令和2年6月19日
4	令和2年6月分	期末手当	A	令和2年6月30日
5	令和2年7月分	報酬	A	令和2年7月20日
6	令和2年8月分	報酬	A	令和2年8月20日
7	令和2年9月分	報酬	A	令和2年9月18日
8	令和2年10月分	報酬	A	令和2年10月20日
9	令和2年11月分	報酬	A	令和2年11月20日
10	令和2年12月分	期末手当	A	令和2年12月10日
11	令和2年12月分	報酬	A	令和2年12月18日
12	令和3年1月分	報酬	A	令和3年1月20日
13	令和3年2月分	報酬	A	令和3年2月19日
14	令和3年3月分	報酬	A	令和3年3月19日
15	令和3年4月分	報酬	A	令和3年4月20日
16	令和3年4月分	報酬	B	令和3年4月20日
17	令和3年4月分	報酬	C	令和3年4月20日
18	令和3年5月分	報酬	A	令和3年5月20日
19	令和3年5月分	報酬	B	令和3年5月20日
20	令和3年5月分	報酬	C	令和3年5月20日
21	令和3年6月分	報酬	A	令和3年6月18日
22	令和3年6月分	報酬	B	令和3年6月18日
23	令和3年6月分	報酬	C	令和3年6月18日
24	令和3年6月分	期末手当	A	令和3年6月30日
25	令和3年6月分	期末手当	B	令和3年6月30日
26	令和3年6月分	期末手当	C	令和3年6月30日
27	令和3年7月分	報酬	A	令和3年7月20日
28	令和3年7月分	報酬	B	令和3年7月20日
29	令和3年7月分	報酬	C	令和3年7月20日
30	令和3年8月分	報酬	A	令和3年8月20日
31	令和3年8月分	報酬	B	令和3年8月20日
32	令和3年8月分	報酬	C	令和3年8月20日
33	令和3年9月分	報酬	A	令和3年9月20日
34	令和3年9月分	報酬	B	令和3年9月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
35	令和3年9月分	報酬	C	令和3年9月20日
36	令和3年10月分	報酬	A	令和3年10月20日
37	令和3年10月分	報酬	B	令和3年10月20日
38	令和3年10月分	報酬	C	令和3年10月20日
39	令和3年11月分	報酬	A	令和3年11月19日
40	令和3年11月分	報酬	B	令和3年11月19日
41	令和3年11月分	報酬	C	令和3年11月19日
42	令和3年12月分	期末手当	A	令和3年12月10日
43	令和3年12月分	期末手当	B	令和3年12月10日
44	令和3年12月分	期末手当	C	令和3年12月10日
45	令和3年12月分	報酬	A	令和3年12月20日
46	令和3年12月分	報酬	B	令和3年12月20日
47	令和3年12月分	報酬	C	令和3年12月20日
48	令和4年1月分	報酬	A	令和4年1月20日
49	令和4年1月分	報酬	B	令和4年1月20日
50	令和4年1月分	報酬	C	令和4年1月20日
51	令和4年2月分	報酬	A	令和4年2月18日
52	令和4年2月分	報酬	B	令和4年2月18日
53	令和4年2月分	報酬	C	令和4年2月18日
54	令和4年3月分	報酬	A	令和4年3月18日
55	令和4年3月分	報酬	B	令和4年3月18日
56	令和4年3月分	報酬	C	令和4年3月18日
57	令和4年4月分	報酬	A	令和4年4月20日
58	令和4年4月分	報酬	D	令和4年4月20日
59	令和4年4月分	報酬	B	令和4年4月20日
60	令和4年4月分	報酬	C	令和4年4月20日
61	令和4年5月分	報酬	A	令和4年5月20日
62	令和4年5月分	報酬	D	令和4年5月20日
63	令和4年5月分	報酬	B	令和4年5月20日
64	令和4年5月分	報酬	C	令和4年5月20日
65	令和4年6月分	報酬	A	令和4年6月20日
66	令和4年6月分	報酬	D	令和4年6月20日
67	令和4年6月分	報酬	B	令和4年6月20日
68	令和4年6月分	報酬	C	令和4年6月20日
69	令和4年6月分	期末手当	A	令和4年6月30日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
70	令和4年6月分	期末手当	D	令和4年6月30日
71	令和4年6月分	期末手当	B	令和4年6月30日
72	令和4年6月分	期末手当	C	令和4年6月30日
73	令和4年7月分	報酬	A	令和4年7月20日
74	令和4年7月分	報酬	D	令和4年7月20日
75	令和4年7月分	報酬	B	令和4年7月20日
76	令和4年7月分	報酬	C	令和4年7月20日
77	令和4年8月分	報酬	A	令和4年8月19日
78	令和4年8月分	報酬	D	令和4年8月19日
79	令和4年8月分	報酬	B	令和4年8月19日
80	令和4年8月分	報酬	C	令和4年8月19日
81	令和4年9月分	報酬	A	令和4年9月20日
82	令和4年9月分	報酬	D	令和4年9月20日
83	令和4年9月分	報酬	B	令和4年9月20日
84	令和4年9月分	報酬	C	令和4年9月20日
85	令和4年10月分	報酬	A	令和4年10月20日
86	令和4年10月分	報酬	D	令和4年10月20日
87	令和4年10月分	報酬	B	令和4年10月20日
88	令和4年10月分	報酬	C	令和4年10月20日
89	令和4年11月分	報酬	A	令和4年11月18日
90	令和4年11月分	報酬	D	令和4年11月18日
91	令和4年11月分	報酬	B	令和4年11月18日
92	令和4年11月分	報酬	C	令和4年11月18日
93	令和4年12月分	期末手当	A	令和4年12月9日
94	令和4年12月分	期末手当	D	令和4年12月9日
95	令和4年12月分	期末手当	B	令和4年12月9日
96	令和4年12月分	期末手当	C	令和4年12月9日
97	令和4年12月分	報酬	A	令和4年12月20日
98	令和4年12月分	報酬	D	令和4年12月20日
99	令和4年12月分	報酬	B	令和4年12月20日
100	令和4年12月分	報酬	C	令和4年12月20日
101	令和5年1月分	報酬	A	令和5年1月20日
102	令和5年1月分	報酬	D	令和5年1月20日
103	令和5年1月分	報酬	B	令和5年1月20日
104	令和5年1月分	報酬	C	令和5年1月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
105	令和5年2月分	報酬	A	令和5年2月20日
106	令和5年2月分	報酬	D	令和5年2月20日
107	令和5年2月分	報酬	B	令和5年2月20日
108	令和5年2月分	報酬	C	令和5年2月20日
109	令和5年3月分	報酬	A	令和5年3月20日
110	令和5年3月分	報酬	D	令和5年3月20日
111	令和5年3月分	報酬	B	令和5年3月20日
112	令和5年3月分	報酬	C	令和5年3月20日
113	令和5年4月分	報酬	A	令和5年4月20日
114	令和5年4月分	報酬	D	令和5年4月20日
115	令和5年4月分	報酬	B	令和5年4月20日
116	令和5年4月分	報酬	C	令和5年4月20日
117	令和5年5月分	報酬	A	令和5年5月19日
118	令和5年5月分	報酬	D	令和5年5月19日
119	令和5年5月分	報酬	B	令和5年5月19日
120	令和5年5月分	報酬	C	令和5年5月19日
121	令和5年6月分	報酬	A	令和5年6月20日
122	令和5年6月分	報酬	D	令和5年6月20日
123	令和5年6月分	報酬	B	令和5年6月20日
124	令和5年6月分	報酬	C	令和5年6月20日
125	令和5年6月分	期末手当	A	令和5年6月30日
126	令和5年6月分	期末手当	D	令和5年6月30日
127	令和5年6月分	期末手当	B	令和5年6月30日
128	令和5年6月分	期末手当	C	令和5年6月30日
129	令和5年7月分	報酬	A	令和5年7月20日
130	令和5年7月分	報酬	D	令和5年7月20日
131	令和5年7月分	報酬	B	令和5年7月20日
132	令和5年7月分	報酬	C	令和5年7月20日
133	令和5年8月分	報酬	A	令和5年8月18日
134	令和5年8月分	報酬	D	令和5年8月18日
135	令和5年8月分	報酬	B	令和5年8月18日
136	令和5年8月分	報酬	C	令和5年8月18日
137	令和5年9月分	報酬	A	令和5年9月20日
138	令和5年9月分	報酬	D	令和5年9月20日
139	令和5年9月分	報酬	B	令和5年9月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
140	令和5年9月分	報酬	C	令和5年9月20日
141	令和5年10月分	報酬	A	令和5年10月20日
142	令和5年10月分	報酬	D	令和5年10月20日
143	令和5年10月分	報酬	B	令和5年10月20日
144	令和5年10月分	報酬	C	令和5年10月20日
145	令和5年11月分	報酬	A	令和5年11月19日
146	令和5年11月分	報酬	D	令和5年11月19日
147	令和5年11月分	報酬	B	令和5年11月19日
148	令和5年11月分	報酬	C	令和5年11月19日
149	令和5年12月分	期末手当	A	令和5年12月8日
150	令和5年12月分	期末手当	D	令和5年12月8日
151	令和5年12月分	期末手当	B	令和5年12月8日
152	令和5年12月分	期末手当	C	令和5年12月8日
153	令和5年12月分	報酬	A	令和5年12月20日
154	令和5年12月分	報酬	D	令和5年12月20日
155	令和5年12月分	報酬	B	令和5年12月20日
156	令和5年12月分	報酬	C	令和5年12月20日
157	令和6年1月分	報酬	A	令和6年1月19日
158	令和6年1月分	報酬	D	令和6年1月19日
159	令和6年1月分	報酬	B	令和6年1月19日
160	令和6年1月分	報酬	C	令和6年1月19日
161	令和6年2月分	報酬	A	令和6年2月20日
162	令和6年2月分	報酬	D	令和6年2月20日
163	令和6年2月分	報酬	B	令和6年2月20日
164	令和6年2月分	報酬	C	令和6年2月20日
165	令和6年3月分	報酬	A	令和6年3月19日
166	令和6年3月分	報酬	D	令和6年3月19日
167	令和6年3月分	報酬	B	令和6年3月19日
168	令和6年3月分	報酬	C	令和6年3月19日
169	令和6年4月分	報酬	A	令和6年4月19日
170	令和6年4月分	報酬	D	令和6年4月19日
171	令和6年4月分	報酬	B	令和6年4月19日
172	令和6年4月分	報酬	C	令和6年4月19日
173	令和6年5月分	報酬	A	令和6年5月20日
174	令和6年5月分	報酬	D	令和6年5月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
175	令和6年5月分	報酬	B	令和6年5月20日
176	令和6年5月分	報酬	C	令和6年5月20日
177	令和6年6月分	報酬	A	令和6年6月20日
178	令和6年6月分	報酬	D	令和6年6月20日
179	令和6年6月分	報酬	B	令和6年6月20日
180	令和6年6月分	報酬	C	令和6年6月20日
181	令和6年6月分	期末勤勉手当	A	令和6年6月28日
182	令和6年6月分	期末勤勉手当	D	令和6年6月28日
183	令和6年6月分	期末勤勉手当	B	令和6年6月28日
184	令和6年6月分	期末勤勉手当	C	令和6年6月28日
185	令和6年7月分	報酬	A	令和6年7月19日
186	令和6年7月分	報酬	D	令和6年7月19日
187	令和6年7月分	報酬	B	令和6年7月19日
188	令和6年7月分	報酬	C	令和6年7月19日
189	令和6年8月分	報酬	A	令和6年8月20日
190	令和6年8月分	報酬	D	令和6年8月20日
191	令和6年8月分	報酬	B	令和6年8月20日
192	令和6年8月分	報酬	C	令和6年8月20日
193	令和6年9月分	報酬	A	令和6年9月20日
194	令和6年9月分	報酬	D	令和6年9月20日
195	令和6年9月分	報酬	B	令和6年9月20日
196	令和6年9月分	報酬	C	令和6年9月20日
197	令和6年10月分	報酬	A	令和6年10月18日
198	令和6年10月分	報酬	D	令和6年10月18日
199	令和6年10月分	報酬	B	令和6年10月18日
200	令和6年10月分	報酬	C	令和6年10月18日
201	令和6年11月分	報酬	A	令和6年11月20日
202	令和6年11月分	報酬	D	令和6年11月20日
203	令和6年11月分	報酬	B	令和6年11月20日
204	令和6年11月分	報酬	C	令和6年11月20日
205	令和6年12月分	期末勤勉手当	A	令和6年12月10日
206	令和6年12月分	期末勤勉手当	D	令和6年12月10日
207	令和6年12月分	期末勤勉手当	B	令和6年12月10日
208	令和6年12月分	期末勤勉手当	C	令和6年12月10日
209	令和6年12月分	報酬	A	令和6年12月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
210	令和6年12月分	報酬	D	令和6年12月20日
211	令和6年12月分	報酬	B	令和6年12月20日
212	令和6年12月分	報酬	C	令和6年12月20日
213	令和7年1月分	報酬	A	令和7年1月20日
214	令和7年1月分	報酬	D	令和7年1月20日
215	令和7年1月分	報酬	B	令和7年1月20日
216	令和7年1月分	報酬	C	令和7年1月20日
217	令和7年2月分	報酬	A	令和7年2月20日
218	令和7年2月分	報酬	D	令和7年2月20日
219	令和7年2月分	報酬	B	令和7年2月20日
220	令和7年2月分	報酬	C	令和7年2月20日
221	令和7年3月分	報酬	A	令和7年3月19日
222	令和7年3月分	報酬	D	令和7年3月19日
223	令和7年3月分	報酬	B	令和7年3月19日
224	令和7年3月分	報酬	C	令和7年3月19日
225	令和7年4月分	報酬	D	令和7年4月18日
226	令和7年4月分	報酬	B	令和7年4月18日
227	令和7年4月分	報酬	C	令和7年4月18日
228	令和7年5月分	報酬	D	令和7年5月20日
229	令和7年5月分	報酬	B	令和7年5月20日
230	令和7年5月分	報酬	C	令和7年5月20日
231	令和7年6月分	報酬	D	令和7年6月20日
232	令和7年6月分	報酬	B	令和7年6月20日
233	令和7年6月分	報酬	C	令和7年6月20日
234	令和7年6月分	期末勤勉手当	D	令和7年6月30日
235	令和7年6月分	期末勤勉手当	B	令和7年6月30日
236	令和7年6月分	期末勤勉手当	C	令和7年6月30日

別表第2 報酬の支出から1年が経過していないもの 36件・総額7,160,093円

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
1	令和7年7月分	報酬	D	令和7年7月18日
2	令和7年7月分	報酬	B	令和7年7月18日
3	令和7年7月分	報酬	C	令和7年7月18日
4	令和7年8月分	報酬	D	令和7年8月20日
5	令和7年8月分	報酬	B	令和7年8月20日
6	令和7年8月分	報酬	C	令和7年8月20日
7	令和7年9月分	報酬	D	令和7年9月19日
8	令和7年9月分	報酬	B	令和7年9月19日
9	令和7年9月分	報酬	C	令和7年9月19日
10	令和7年10月分	報酬	D	令和7年10月20日
11	令和7年10月分	報酬	B	令和7年10月20日
12	令和7年10月分	報酬	C	令和7年10月20日
13	令和7年11月分	報酬	D	令和7年11月20日
14	令和7年11月分	報酬	B	令和7年11月20日
15	令和7年11月分	報酬	C	令和7年11月20日
16	令和7年12月分	期末勤勉手当	D	令和7年12月10日
17	令和7年12月分	期末勤勉手当	B	令和7年12月10日
18	令和7年12月分	期末勤勉手当	C	令和7年12月10日
19	令和7年12月分	報酬	D	令和7年12月19日
20	令和7年12月分	報酬	B	令和7年12月19日
21	令和7年12月分	報酬	C	令和7年12月19日
22	令和8年1月分	報酬	D	令和8年1月20日
23	令和8年1月分	報酬	B	令和8年1月20日
24	令和8年1月分	報酬	C	令和8年1月20日
25	令和8年2月分	報酬	D	令和8年2月20日
26	令和8年2月分	報酬	B	令和8年2月20日
27	令和8年2月分	報酬	C	令和8年2月20日
28	令和8年3月分	報酬	D	令和8年3月19日
29	令和8年3月分	報酬	B	令和8年3月19日
30	令和8年3月分	報酬	C	令和8年3月19日
31	令和8年4月分	報酬	C	令和8年4月20日
32	令和8年4月分	報酬	D	令和8年4月20日
33	令和8年4月分	報酬	E	令和8年4月20日
34	令和8年5月分	報酬	C	令和8年5月20日

No.	支給年月	区分	氏名	支払日
35	令和 8 年 5 月分	報酬	D	令和 8 年 5 月 20 日
36	令和 8 年 5 月分	報酬	E	令和 8 年 5 月 20 日